〔道路メンテナンス年報〕

青森の道路メンテナンス概要



２０２５年１２月

青森県道路メンテナンス会議

まえがき

青森県内の国道や高速道路、県道（有料道路含む）、市町村道の道路延長は約 20,200 ｋｍにおよび、その中には約 7,000 橋の橋梁、約 60 箇所のトンネル、約 360 施設の道路附属物等があります。また、その道路構造物の多くが高度経済成長期に建設され、建設後 50 年を経過した道路施設の老朽化は急速に進行している状況です。

建設後 50 年を経過した橋梁は、2025 年 3 月末時点で約 1,800 橋、全体の 33%であり、20 年後には 81%の約 4,400 橋まで増加するため、老朽化対策の課題に早期に取り組むことが求められています。

このような状況の中、道路施設のメンテナンスサイクルの構築に向け 2014 年度から定期点検が義務化され、各道路管理者により計画的に点検が実施されたところです。2024 年度からは 3 巡目がスタートしておりますが、引き続き、計画的に点検を進めるとともに、点検結果を踏まえ個別施設ごとの長寿命化修繕計画を策定しながら補修・修繕等を進めていくこととしています。

「青森県道路メンテナンス会議」は、県内の道路管理者が連携しながら道路インフラの予防保全や老朽化対策の体制強化を図るため 2014 年度に設立しました。これまでに道路施設の定期点検計画の策定や、点検研修、修繕工事の現場見学会等を実施し、市町村への技術支援に取り組んできたところです。今後も引き続き、老朽化対策の着実な推進に向け新技術や点検支援技術を活用するなど、点検結果を踏まえた補修・修繕等を継続的に実施していきます。

「青森の道路メンテナンス概要」は、青森県道路メンテナンス会議の取り組みの一環として、県内の道路施設の老朽化の実態やメンテナンスの取り組みについてとりまとめ、県民や道路利用者に情報発信するとともに、今後の措置方針立案に繋げていくものです。

青森県道路メンテナンス会議　会長
（青森河川国道事務所長）　大石　珠希

目　　次

１　道路構造物の現状 1
（１）　道路構造物の管理者 1
（２）　道路構造物の急速な老朽化 1
２　青森の道路メンテナンス概要について 2
（１）　概要 2
（２）　橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について 2
３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果 3
（１）　3 巡目（2024 年度）の点検結果（全道路管理者） 3
（２）　3 巡目（2024 年度）の点検結果（管理者別） 5
（３）　判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の 5 年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況 11
（４）　過年度点検（2014～2024 年度）判定区分ごとの施設数と割合 14
（５）　過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（全道路管理者） 17
（６）　過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（管理者別） 18
４　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況 20
（１）　2 巡目点検（2019～2023 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 20
（２）　3 巡目点検（2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 24
（３）　過年度点検（2014～2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況 27
（４）　判定区分Ⅳの施設の措置状況 30
（５）　修繕等措置の取り組み事例 31
５　道路メンテナンス会議の取り組み 37

表紙写真：県道小友板柳停車場線　津軽（つがる）りんご大橋（おおはし）

１　道路構造物の現状

（１）道路構造物の管理者

県内の道路には、橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物があります。このうち、橋梁の施設数が最も多く、約 6 割を市町村で管理しています。

表１－１　道路管理者別の道路構造物等内訳

管理者	道路延長 (km)	橋梁 (橋)	トンネル (箇所)	道路附属物等 (施設)	シェッド	大型カルバート	横断歩道橋	門型標識等
国土交通省	330	342	7	153	0	69	35	49
高速道路会社	100	219	6	45	0	37	0	8
県	3, 639	2, 271	37	119	42	26	23	28
市町村	16, 144	4, 240	7	40	1	12	18	9
合計	20, 213	7, 072	57	357	43	144	76	94

※2025 年 3 月末時点
※道路延長は「道路統計年報 2024」より集計

（２）道路構造物の急速な老朽化

橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物は、その多くが高度経済成長期に建設され、今後、これらの老朽化が急速に進みます。

特に施設数の多い橋梁でみると、建設後 50 年を経過した橋梁は、現在 33%であり、10 年後には 65%に増加するため、計画的・効率的なメンテナンスサイクルの構築が必要な状況です。

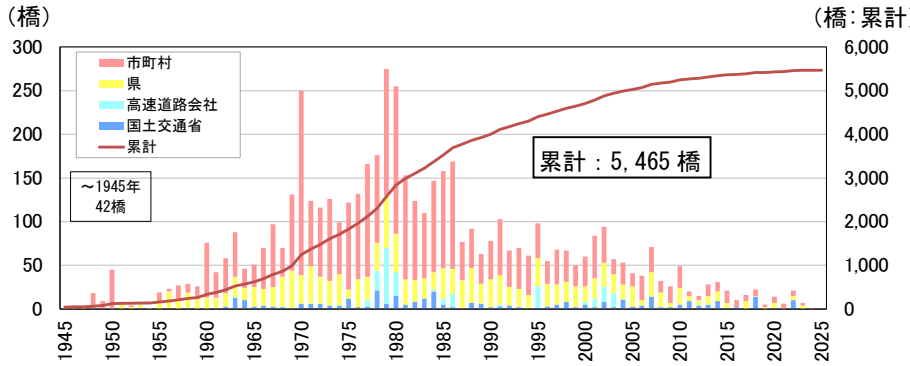

図１－１　建設年代別施設数（橋梁）

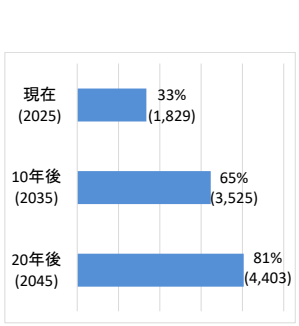

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁が約 1, 600 橋ある。
（出典）道路局調べ（2025. 3 末時点）

図１－２　建設後 50 年を経過した施設の割合（橋梁）

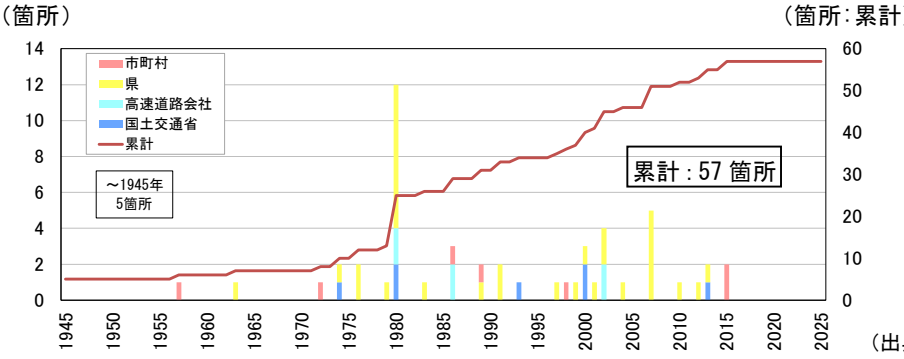

図１－３　建設年代別施設数（トンネル）

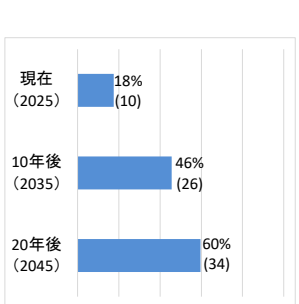

（出典）道路局調べ（2025. 3 末時点）

図１－４　建設後 50 年を経過した施設の割合（トンネル）

２ 青森の道路メンテナンス概要について

（１）概要

○青森県道路メンテナンス会議では、県民・道路利用者に道路インフラの現状及び老朽化対策についてご理解頂くため、点検の実施状況や結果等を「青森の道路メンテナンス概要」としてとりまとめています。

○橋梁・トンネル・道路附属物等※1については、2014～2018 年度における 1 巡目点検（以降、1 巡目点検）、2019～2023 年度における 2 巡目点検（以降、2 巡目点検）が完了し、2024 年度より 3 巡目の点検に着手しています。

○今回は、下記についてとりまとめました。

➢3 巡目（2024 年度）及び過年度（2014～2024 年度）の点検結果※2

➢3 巡目点検（2024 年度）、2 巡目点検（2019～2023 年度）、過年度の点検（2014～2024 年度）における修繕等措置状況

○この調査結果は、点検結果を踏まえた今後の措置方針の立案等に活用します。

道路の老朽化の現状はどうなっているのだろうか。
→地域毎のデータ、経年的な変化等、様々な観点から県内の道路施設の老朽化の実態を把握することができます。

今後どのように措置していくのか。
→各道路管理者は、自らの管理施設の老朽化の実態を踏まえ、今後の措置方針を立案していくことになります。

※1　道路附属物等：シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等
※2　複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計
※※　本概要で掲載している施設数は、施設を管理する事務所等の所在地（県）で集計しています。

（２）橋梁・トンネル・道路附属物等の健全性の診断について

全ての道路管理者は、2013 年の道路法改正等を受け、2014 年 7 月より 5 年に１回の頻度で近接目視による点検を実施しています。

健全性の診断は、以下の 4 段階に区分します。

区分		状態
Ⅰ	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
Ⅱ	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
Ⅲ	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
Ⅳ	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



写真２－１　橋梁点検状況



写真２－２　トンネル点検状況

３　橋梁・トンネル・道路附属物等の点検結果

（１）３巡目（2024 年度）の点検結果（全道路管理者）

３巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、橋梁 20%、トンネル 14%、道路附属物等 28%です。

判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 38%、Ⅱ 51%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.1%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 75%、Ⅲ 25%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 27%、Ⅱ 59%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。（次頁以降も同様）

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者）

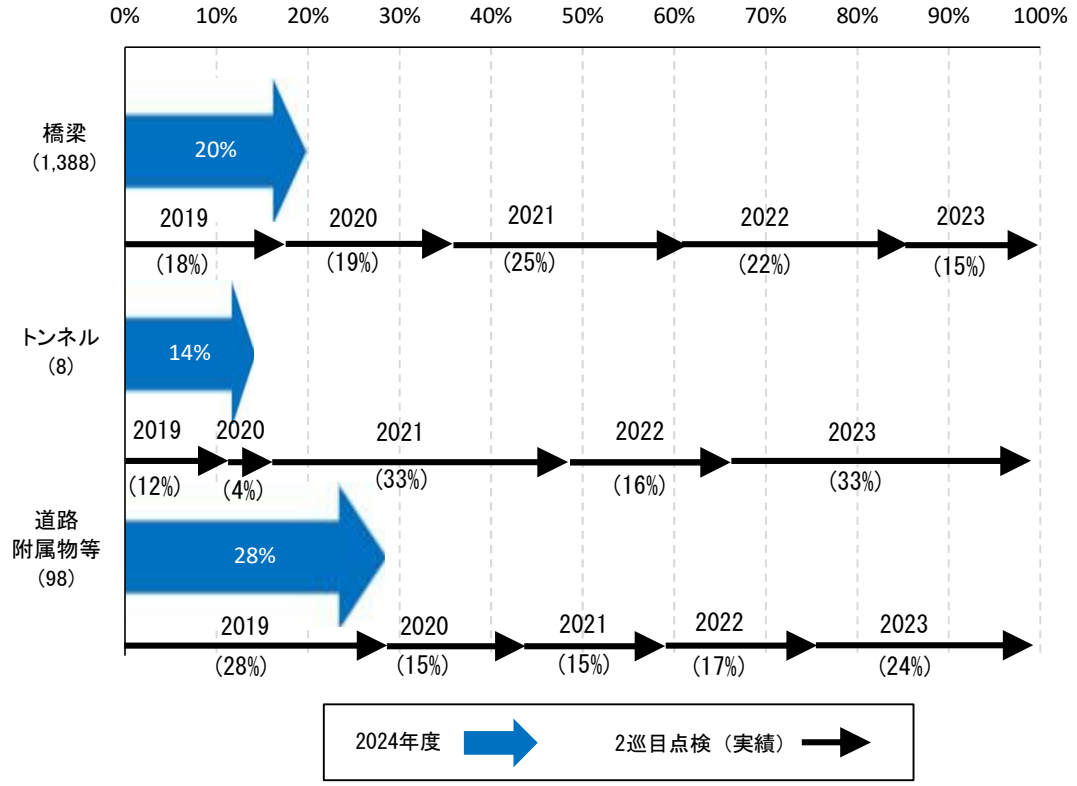

図３－１　３巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－１　３巡目（2024 年度）の点検実施率（全道路管理者合計）

	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
橋梁	7,072	7,022	1,388	19.77%　(18.49%)
トンネル	57	57	8	14.04%　(12.28%)
道路附属物等	357	346	98	28.32%　(27.83%)

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率であり、四捨五入の関係で上記グラフの年度毎の合計値とは一致しない場合がある。

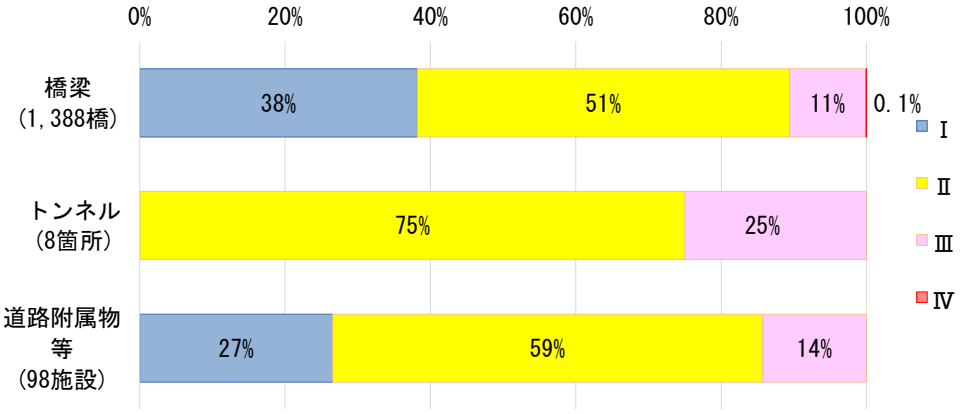

図３－２　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※（）内は、3 巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－２　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
橋梁	1,388	530	711	146	1
		38%	51%	11%	0.1%
トンネル	8	0	6	2	0
		0%	75%	25%	0%
道路附属物等	98	26	58	14	0
		27%	59%	14%	0%

2025.3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

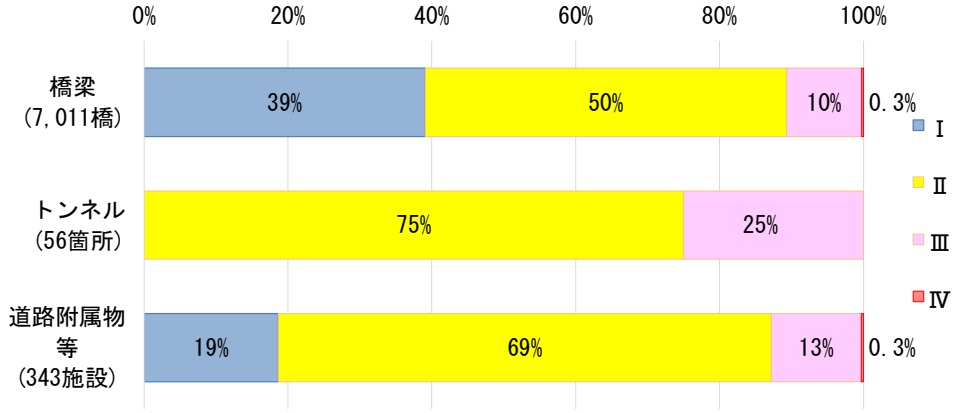

図３－３　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（全道路管理者合計）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、2 巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（２）３巡目（2024 年度）の点検結果（管理者別）

①橋梁

橋梁の３巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省　20%、高速道路会社　17%、県　22%、市町村　19%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ　38%、Ⅱ　51%、Ⅲ　11%、Ⅳ　0.1%です。

※判定区分の割合は四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

○3 巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

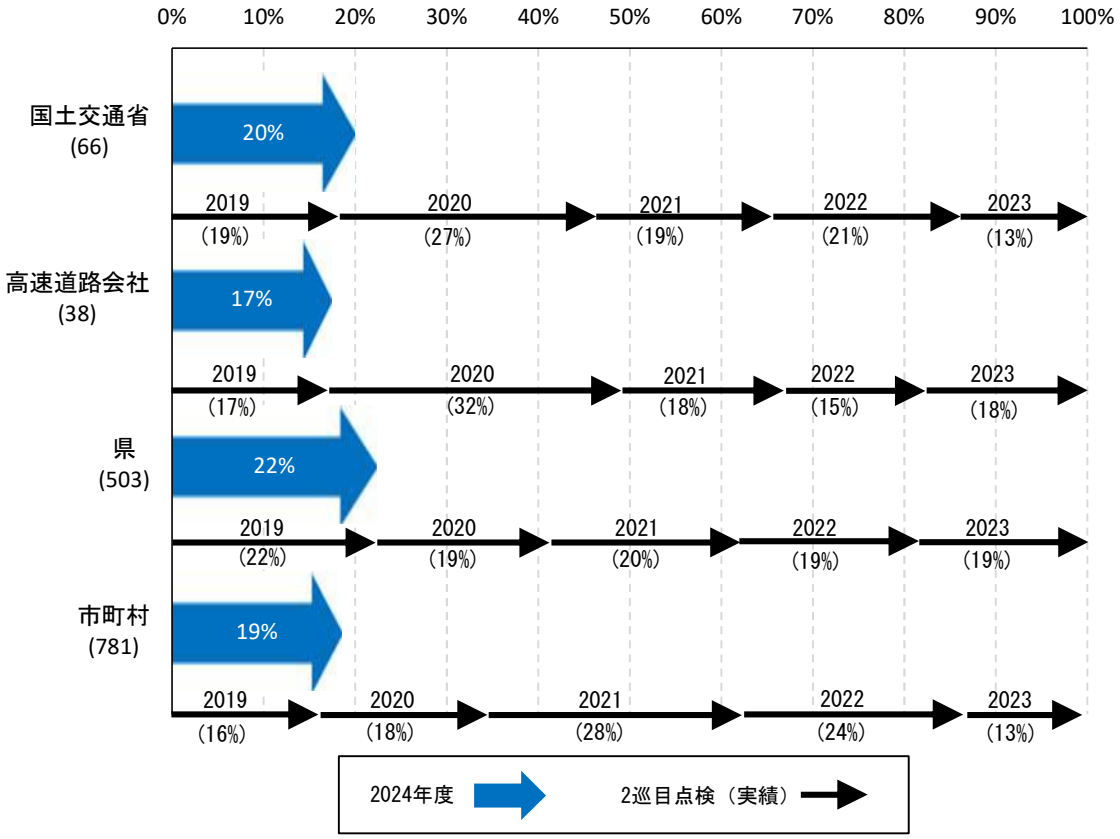

図３－４　３巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－３　３巡目（2024 年度）の点検実施率（橋梁）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	342	331	66	19.94%　(19.16%)
高速道路会社	219	219	38	17.35%　(17.35%)
県	2,271	2,255	503	22.31%　(22.46%)
市町村	4,240	4,217	781	18.52%　(16.35%)
合計	7,072	7,022	1,388	19.77%　(18.49%)

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2025.3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

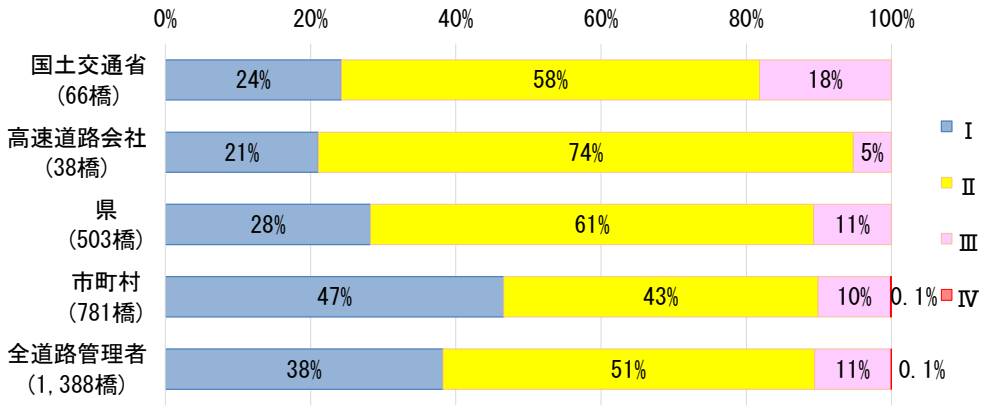

図３－５　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－４　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（橋梁）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	66	16	38	12	0
		24%	58%	18%	0%
高速道路会社	38	8	28	2	0
		21%	74%	5%	0%
県	503	142	307	54	0
		28%	61%	11%	0%
市町村	781	364	338	78	1
		47%	43%	10%	0.1%
合計	1,388	530	711	146	1
		38%	51%	11%	0.1%

2025.3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（橋梁）

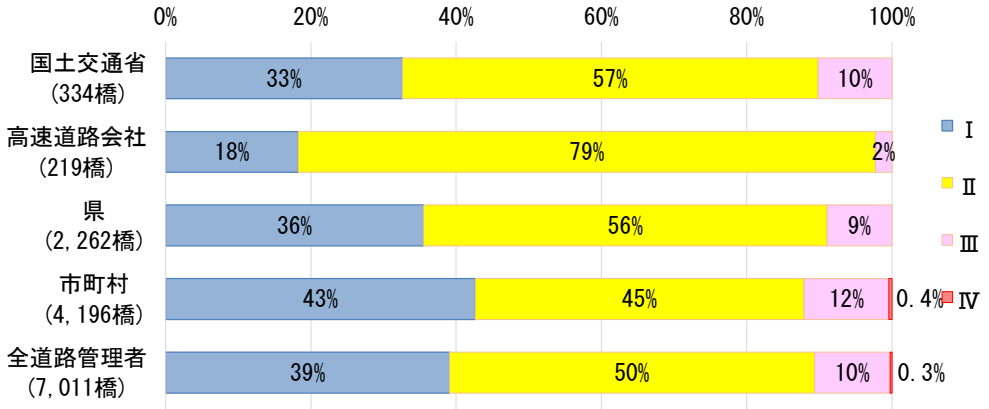

図３－６　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（橋梁）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

トンネルの 3 巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省　57%、高速道路会社　17%、県　5%、市町村　14%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ　0%、Ⅱ　75%、Ⅲ　25%、Ⅳ　0%です。

〇3 巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

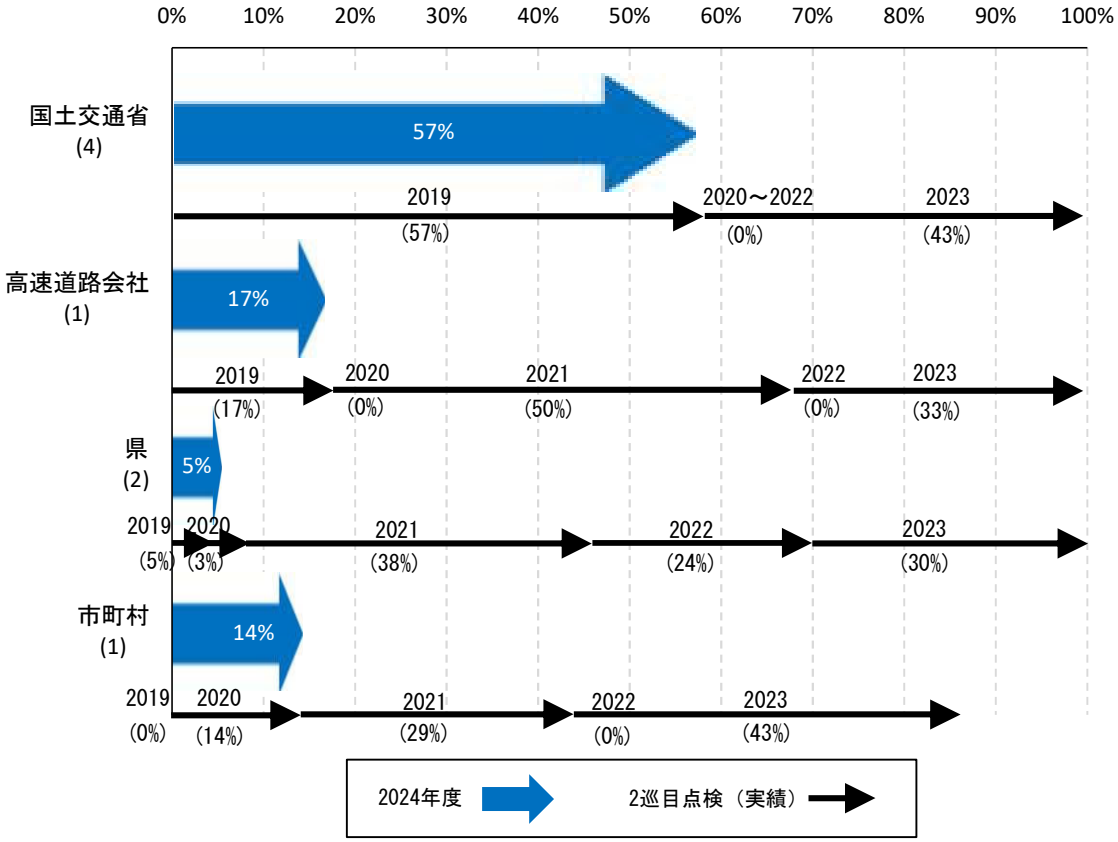

図３－７　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－５　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（トンネル）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	7	7	4	57.14%（57.14%）
高速道路会社	6	6	1	16.67%（16.67%）
県	37	37	2	5.41%（ 5.41%）
市町村	7	7	1	14.29%（ 0.00%）
合計	57	57	8	14.04%（12.28%）

2025.3 末時点

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

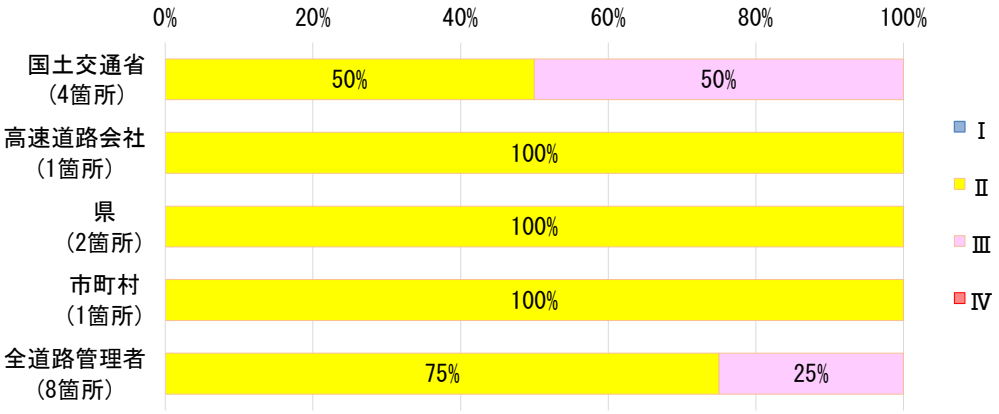

図３－８　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－６　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（トンネル）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	4	0	2	2	0
		0%	50%	50%	0%
高速道路会社	1	0	1	0	0
		0%	100%	0%	0%
県	2	0	2	0	0
		0%	100%	0%	0%
市町村	1	0	1	0	0
		0%	100%	0%	0%
合計	8	0	6	2	0
		0%	75%	25%	0%

2025. 3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（トンネル）

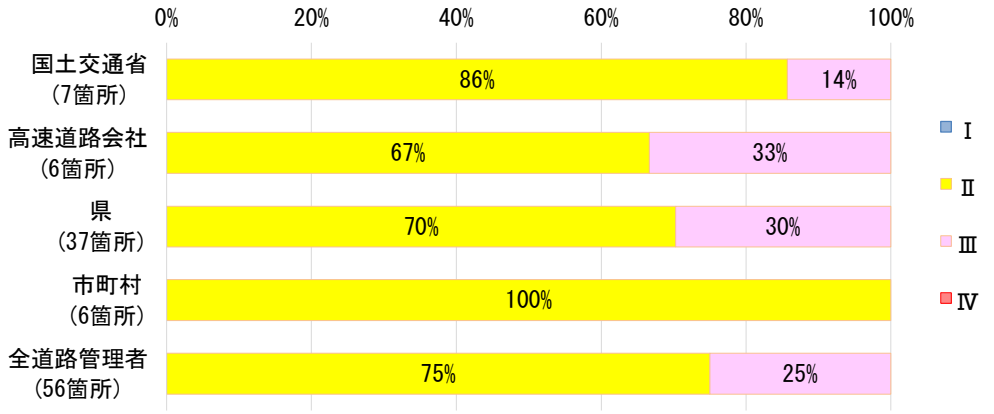

図３－９　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（トンネル）

※2024 年 3 月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

道路附属物等の 3 巡目（2024 年度）の累積点検実施率は、国土交通省　13%、高速道路会社　24%、県　37%、市町村　63%です。

全管理者の判定区分割合は、Ⅰ　27%、Ⅱ　59%、Ⅲ　14%、Ⅳ　0%です。

〇3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

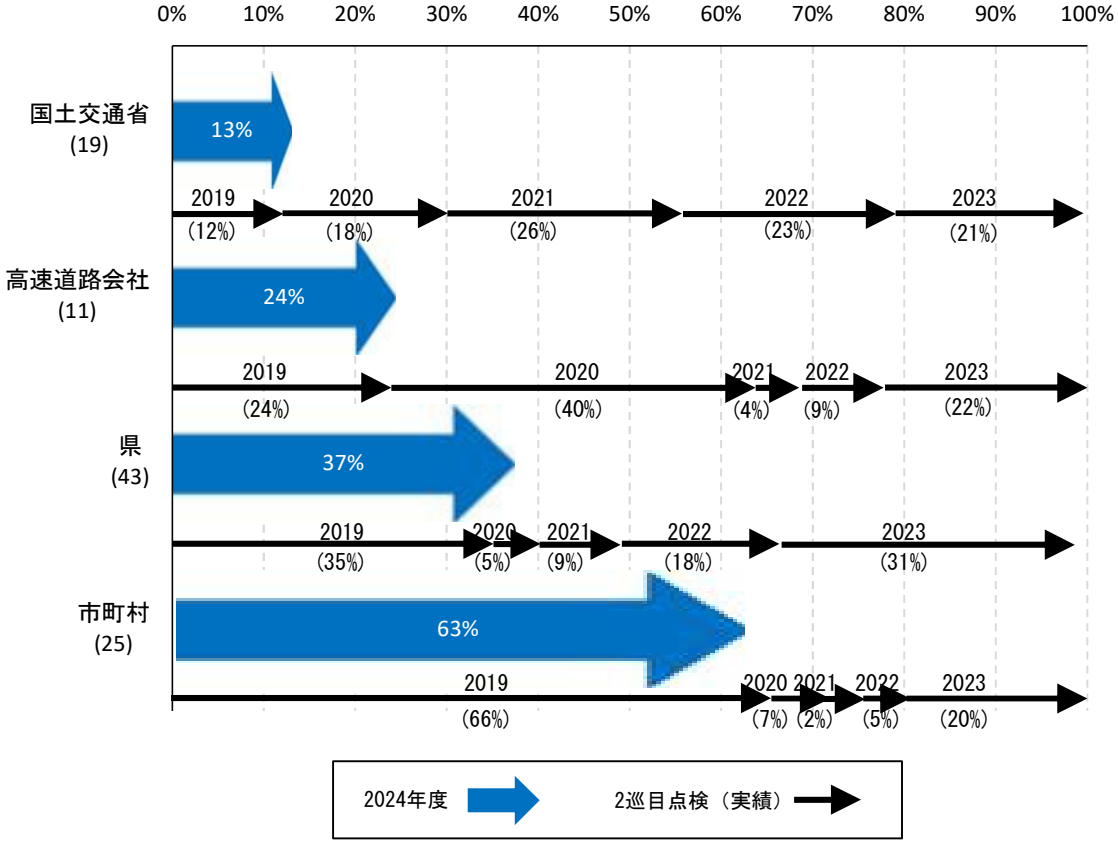

図３－１０　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

※（）内は、2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－７　3 巡目（2024 年度）の点検実施率（道路附属物等）

管理者	管理施設数	うち点検対象施設数※1	点検実施数	点検実施率※2
国土交通省	153	146	19	13.01%（12.41%）
高速道路会社	45	45	11	24.44%（24.44%）
県	119	115	43	37.39%（35.09%）
市町村	40	40	25	62.50%（65.85%）
合計	357	346	98	28.32%（27.83%）

※1：2025 年 3 月時点での施設数のうち、供用後 5 年以内などを除いた施設数の合計。　2025.3 末時点
※2：点検対象施設数を分母とした点検実施数の割合。（）内は、2 巡目（2019 年度）における点検実施率。

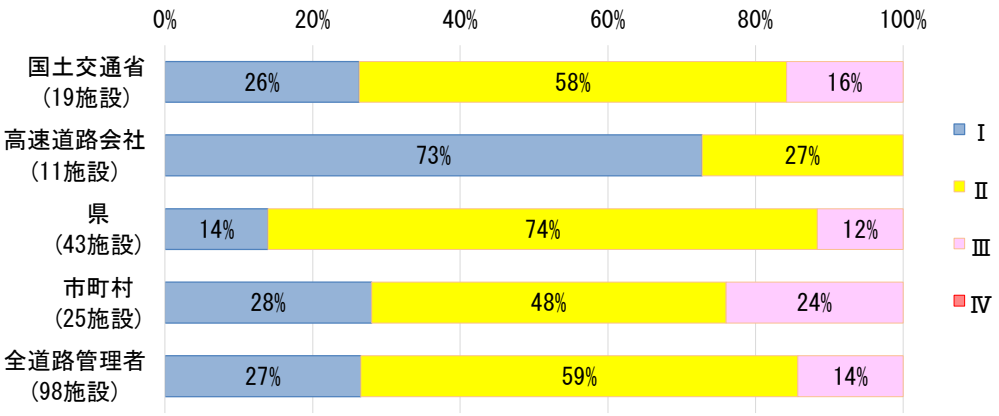

図３－１１　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※（）内は、３巡目（2024 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

表３－８　３巡目（2024 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

管理者	点検実施数	判定区分 上段：実数、下段：割合			
		Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
国土交通省	19	5	11	3	0
		26%	58%	16%	0%
高速道路会社	11	8	3	0	0
		73%	27%	0%	0%
県	43	6	32	5	0
		14%	74%	12%	0%
市町村	25	7	12	6	0
		28%	48%	24%	0%
合計	98	26	58	14	0
		27%	59%	14%	0%

2025.3 末時点

【参考】2 巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

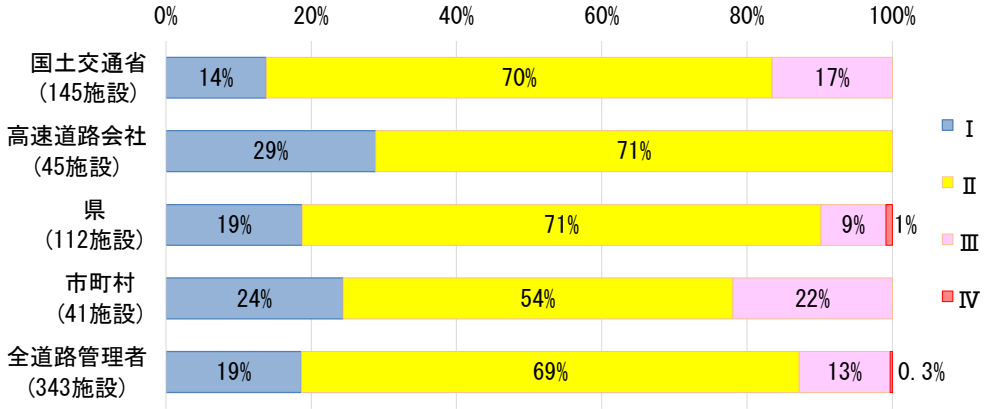

図３－１２　２巡目（2019～2023 年度）の判定区分の割合（道路附属物等）

※2024 年３月時点での集計値
※（）内は、２巡目（2019～2023 年度）に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（３） 判定区分Ⅰ・Ⅱの施設の５年後の判定区分Ⅲ・Ⅳへの遷移状況

①橋梁

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 5%です。

建設後経過年数に比例して、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合が高くなっています。

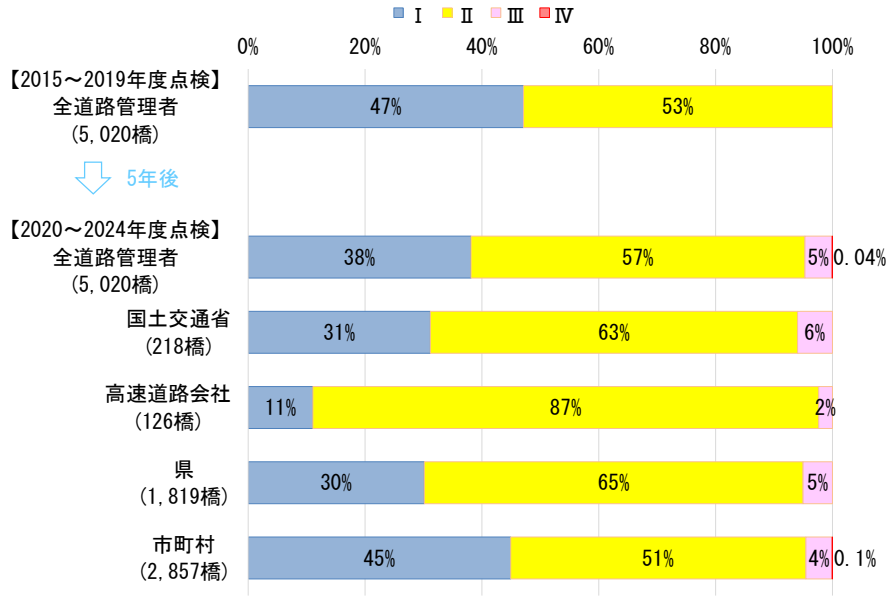

図３－１３　管理者別の判定区分の遷移状況

※（）内は、直近 5 年間（2020～2024 年度）に点検を実施した施設のうち、前回点検を 5 年前（2015～2019 年度）に実施しており、判定区分がⅠまたはⅡで修繕等の措置を講じていない施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

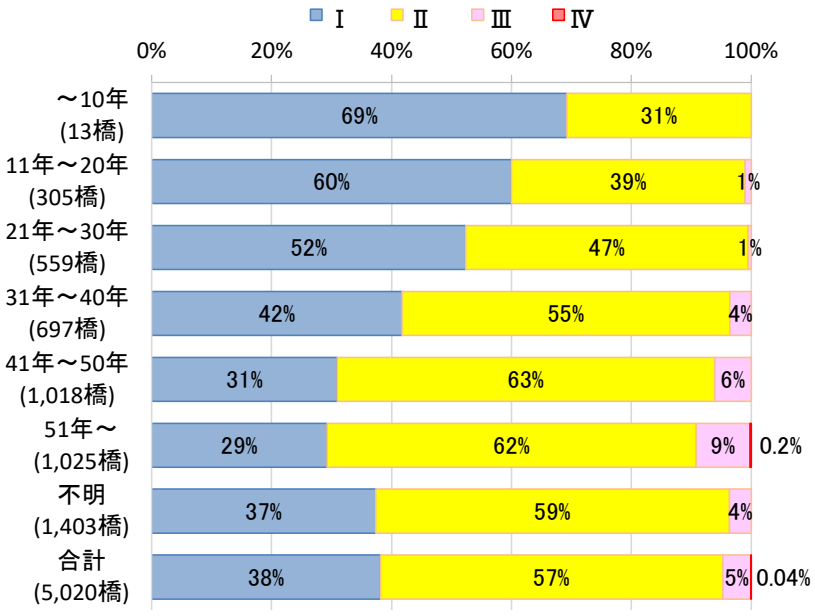

図３－１４　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

②トンネル

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 9%です。

建設後経過年数が 41 年以上となるトンネルでは、半数以上が判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移しています。

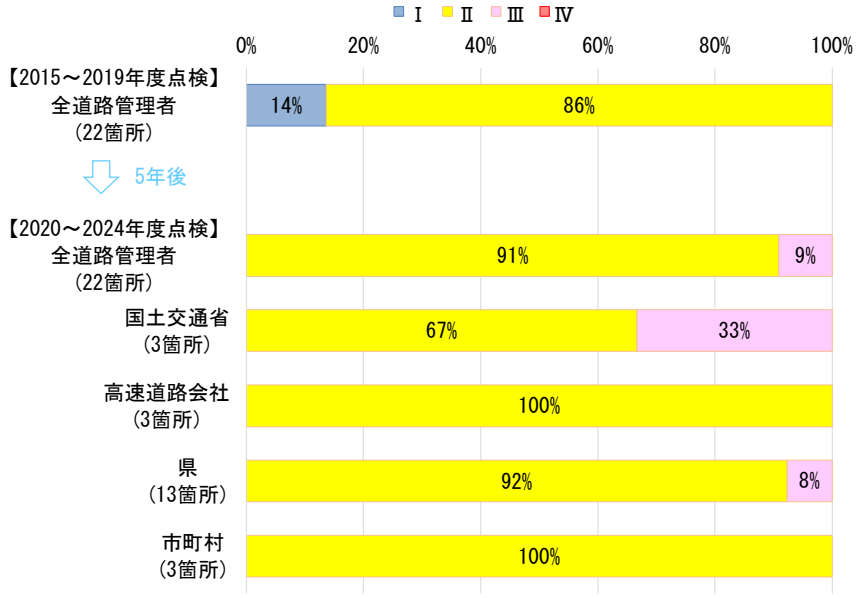

図３－１５　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

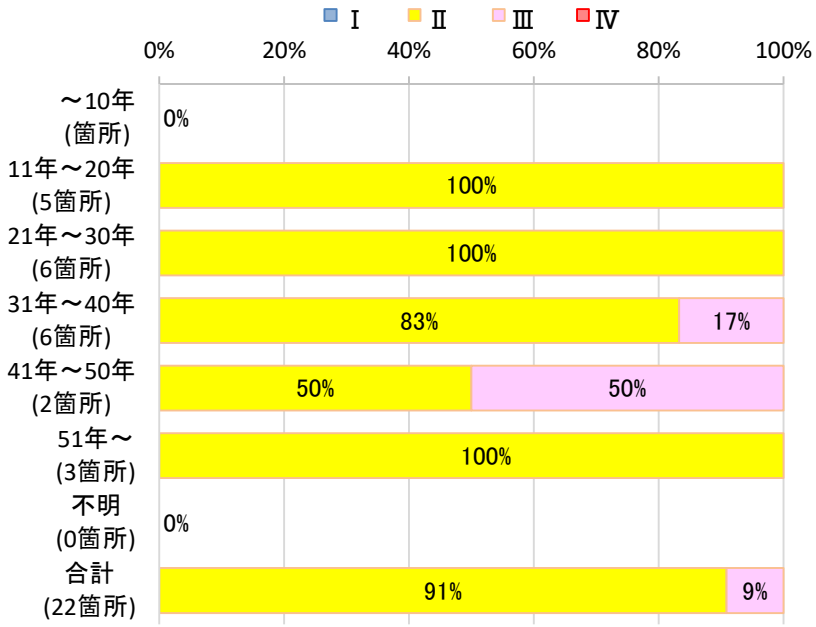

図３－１６　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

③道路附属物等

2015～2019 年度の点検で健全又は予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態（判定区分Ⅰ・Ⅱ）に診断された施設のうち、修繕等の措置を講じないまま、5 年後の 2020～2024 年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）へ遷移した割合は、全道路管理者で 5%です。

道路附属物等では、判定区分Ⅰ・Ⅱから判定区分Ⅲ・Ⅳに遷移した割合と建設年数の間に明らかな関係性は見られません。

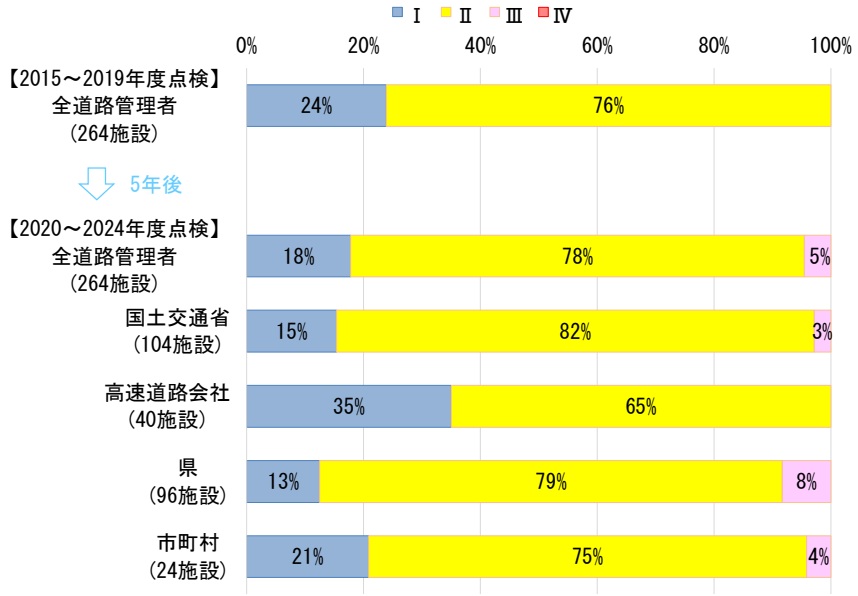

図３－１７　管理者別の判定区分の遷移状況

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

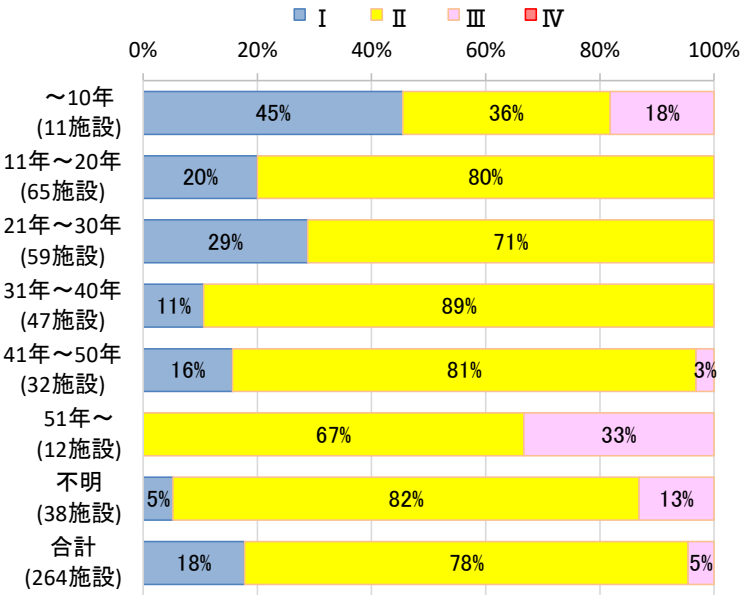

図３－１８　建設年数別の遷移状況（全道路管理者）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（４） 過年度点検（2014～2024 年度）の判定区分ごとの施設数と割合

①橋梁

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 39%、Ⅱ 51%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.2%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの橋梁は 756 橋です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲ・Ⅳの施設数が減少しています。

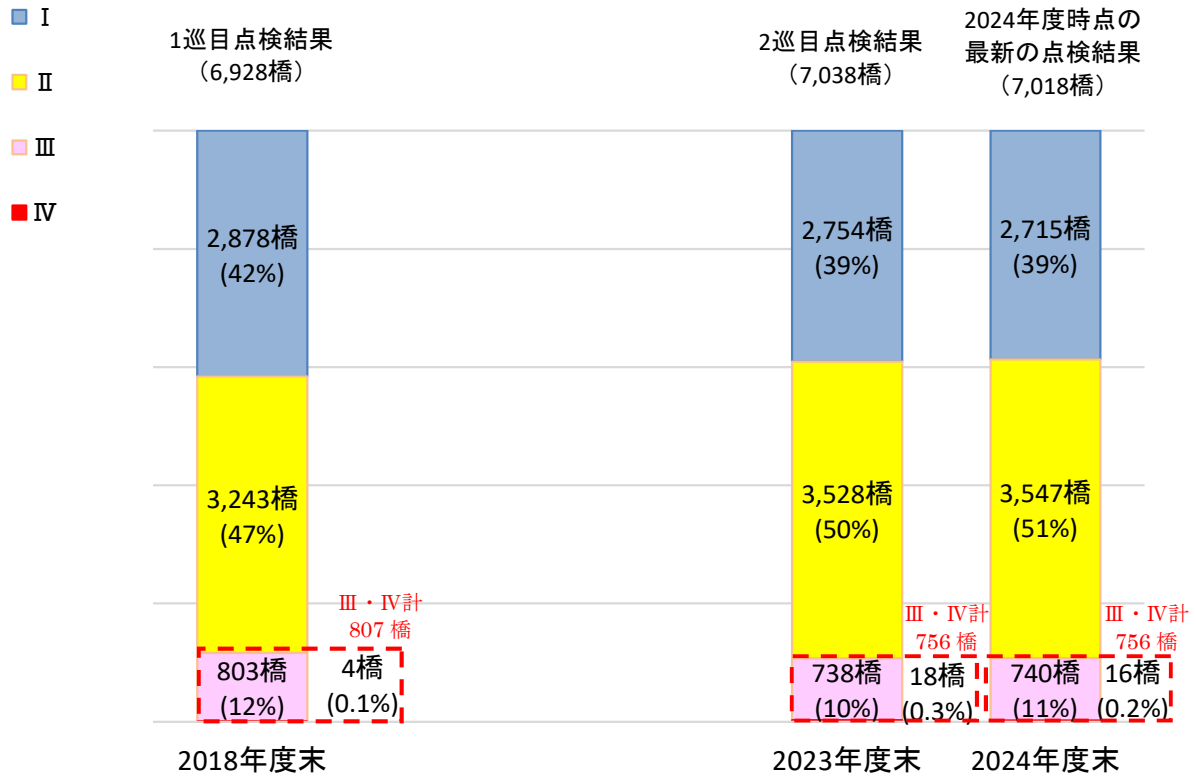

図３－１９　各年度時点の判定区分の割合（橋梁）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

②トンネル

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 0%、Ⅱ 77%、Ⅲ 23%、Ⅳ 0%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳのトンネルは 13 箇所です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

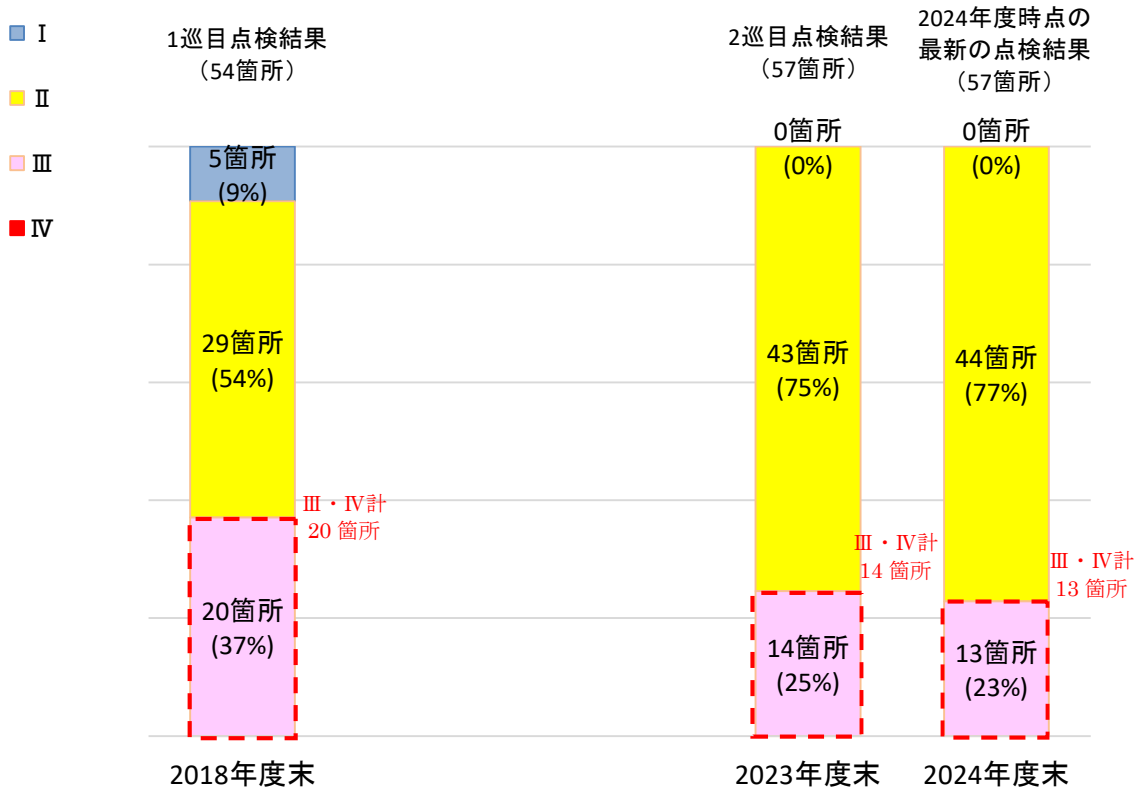

図３－２０　各年度時点の判定区分の割合（トンネル）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、Ⅰ 19%、Ⅱ 66%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0.3%であり、修繕等が必要な判定区分Ⅲ・Ⅳの道路附属物等は 49 施設です。

1 巡目点検結果から推移をみると、判定区分Ⅲの施設数が減少しています。

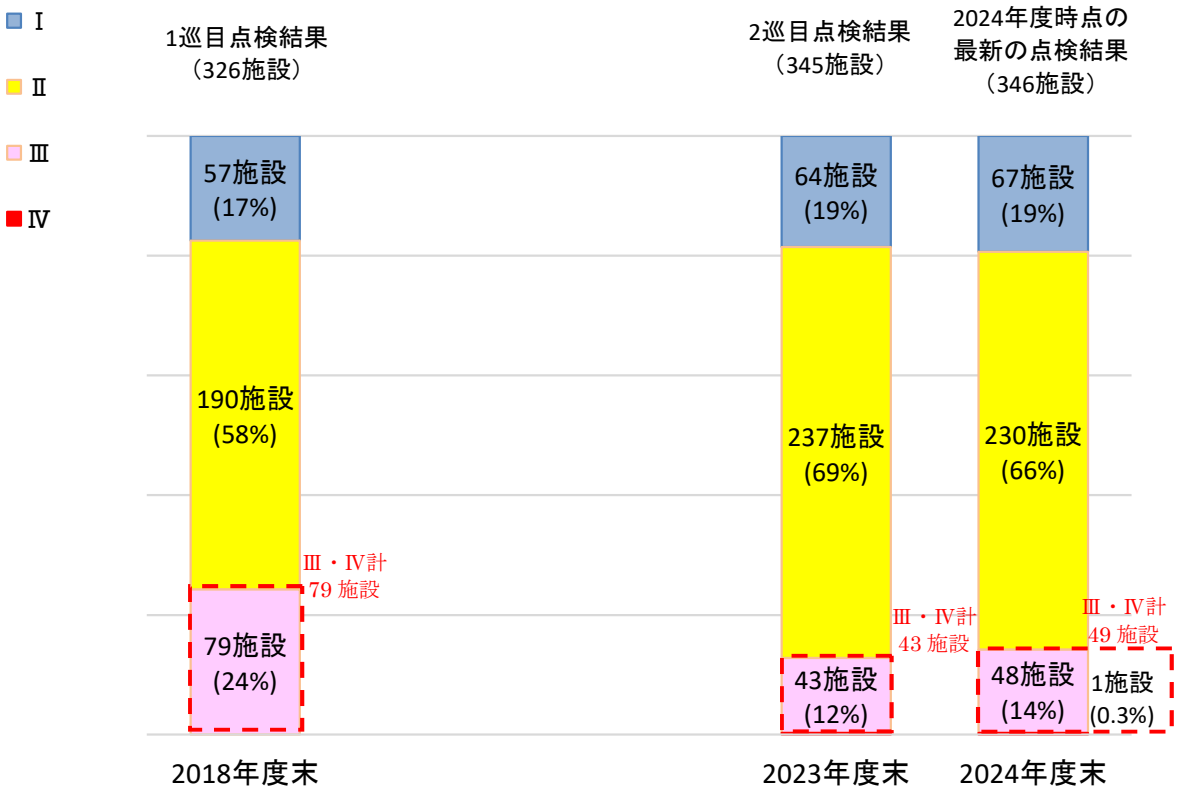

図３－２１　各年度時点の判定区分の割合（道路附属物等）

※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

（５） 過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（全道路管理者）

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 39%、Ⅱ 51%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.2%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 77%、Ⅲ 23%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 19%、Ⅱ 66%、Ⅲ 14%、Ⅳ 0.3%です。

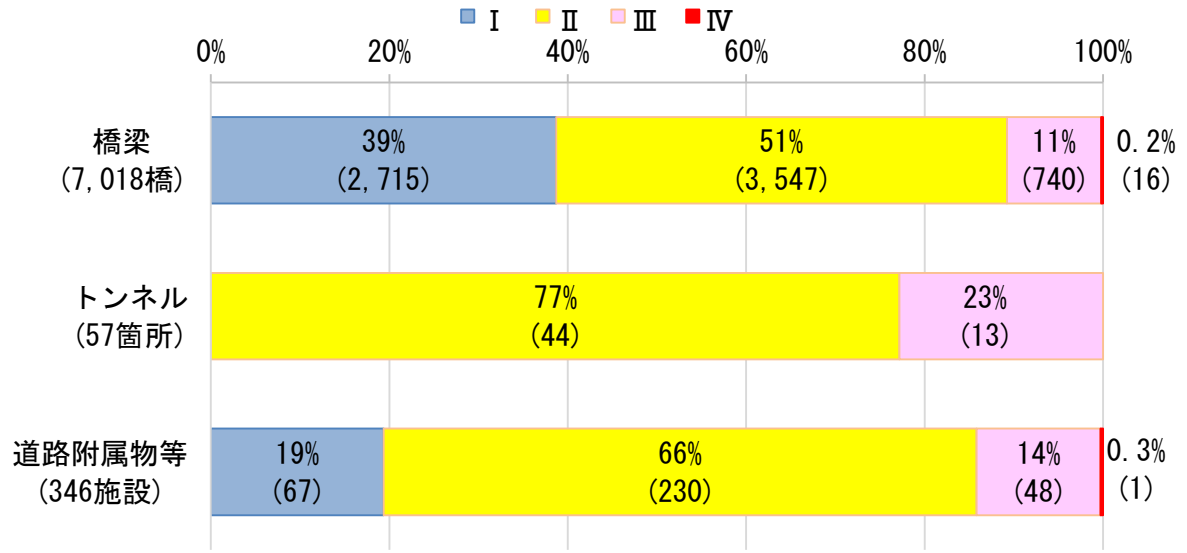

図３－２２　2024 年度末時点の判定区分の割合（全道路管理者）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

（６） 過年度点検（2014～2024 年度）の点検結果（管理者別）

１） 国土交通省

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 30%、Ⅱ 58%、Ⅲ 12%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 71%、Ⅲ 19%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 14%、Ⅱ 68%、Ⅲ 18%、Ⅳ 0%です。

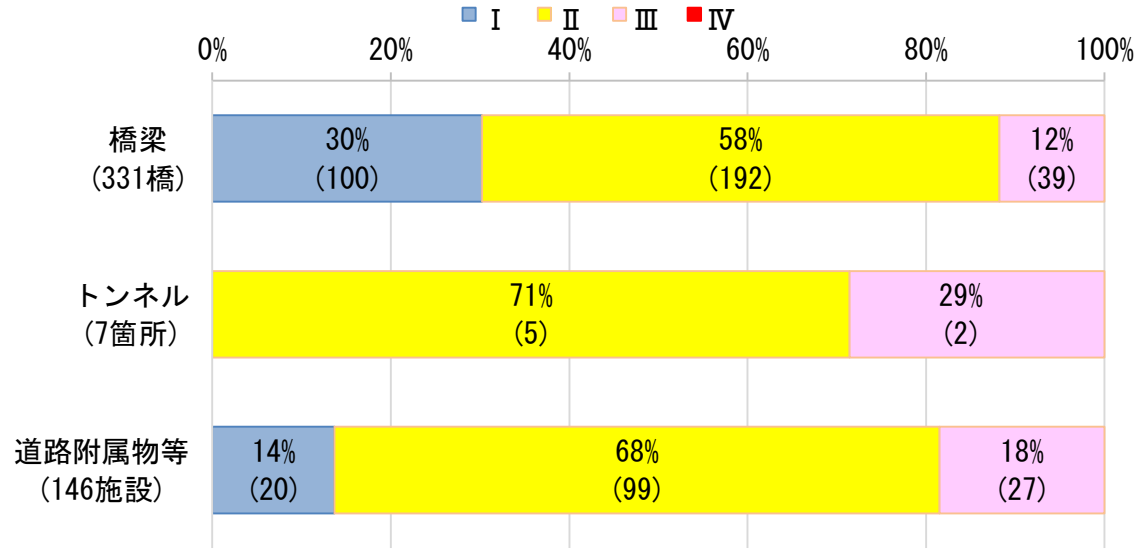

図３－２３　2024 年度末時点の判定区分の割合（国土交通省）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

２） 高速道路会社

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 19%、Ⅱ 78%、Ⅲ 3%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 67%、Ⅲ 33%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 40%、Ⅱ 60%、Ⅲ 0%、Ⅳ 0%です。

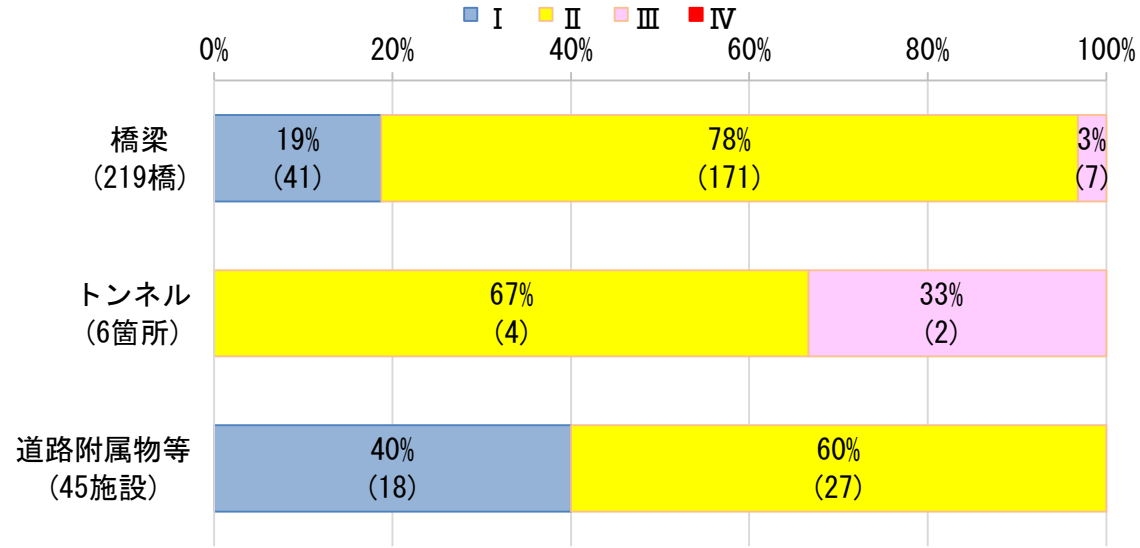

図３－２４　2024 年度末時点の判定区分の割合（高速道路会社）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

３）県

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 33%、Ⅱ 57%、Ⅲ 10%、Ⅳ 0%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 76%、Ⅲ 24%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 16%、Ⅱ 73%、Ⅲ 10%、Ⅳ 1%です。

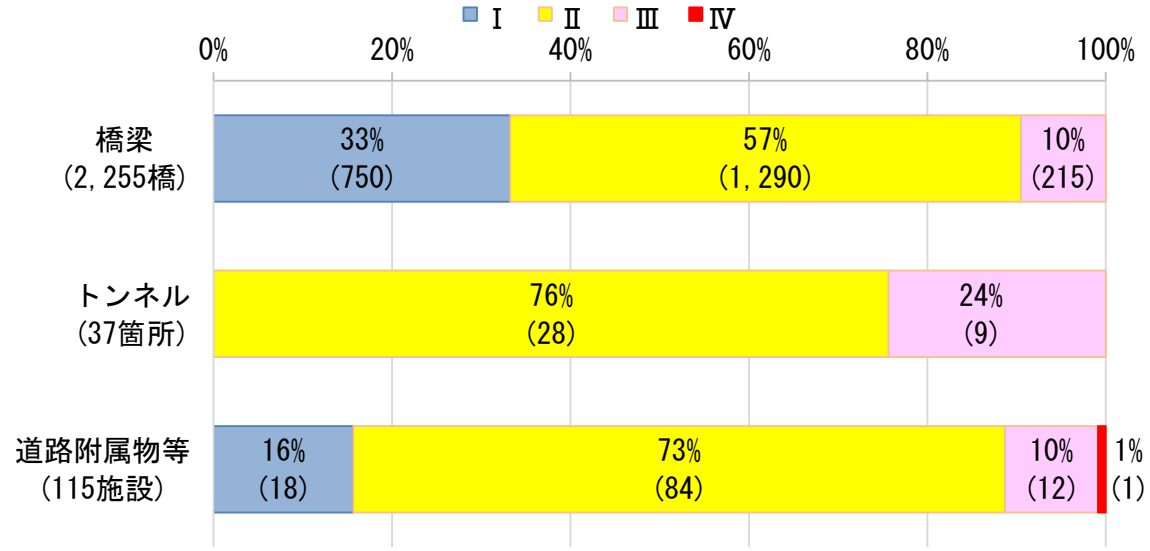

図３－２５　2024 年度末時点の判定区分の割合（県）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

４）市町村

過年度の点検（2014～2024 年度）における判定区分の割合は、橋梁：Ⅰ 43%、Ⅱ 45%、Ⅲ 11%、Ⅳ 0.4%、トンネル：Ⅰ 0%、Ⅱ 100%、Ⅲ 0%、Ⅳ 0%、道路附属物等：Ⅰ 28%、Ⅱ 50%、Ⅲ 23%、Ⅳ 0%です。

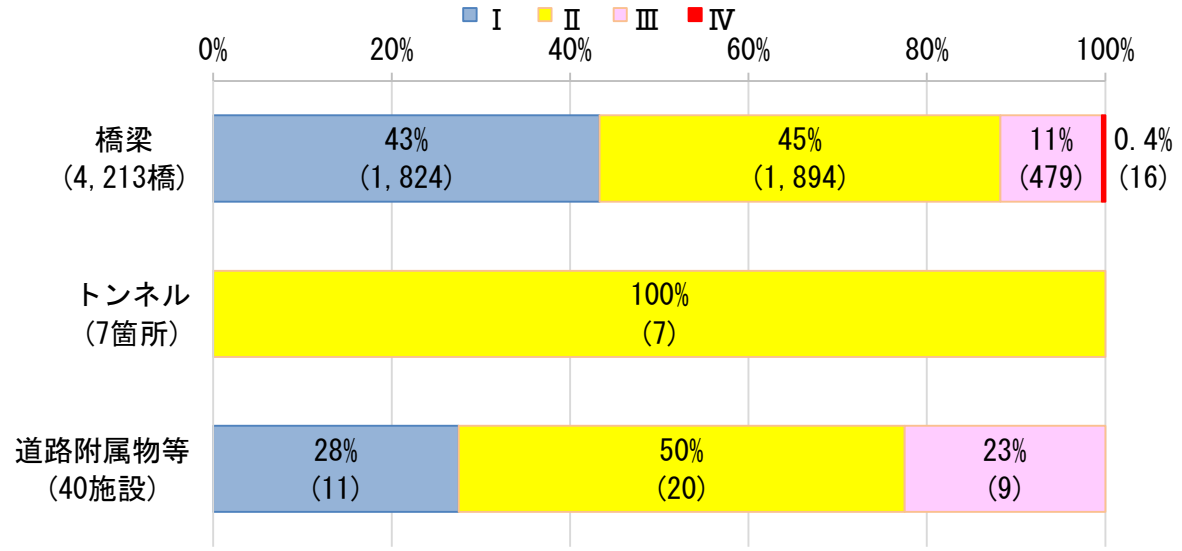

図３－２６　2024 年度末時点の判定区分の割合（市町村）

※（）内は、2025 年 3 月末時点の施設数のうち、2014～2024 年度に点検を実施した施設数の合計。
※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。
※四捨五入の関係で合計値が 100%にならない場合がある。

４　判定区分Ⅲ、Ⅳの施設の修繕等措置の実施状況

（１）２巡目点検（2019～2023 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

各施設の修繕等措置については、定期点検の判定区分に応じて対策等を行います。

〇判定区分Ⅲ

「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、次回点検まで（5 年以内）に措置を講ずることとしています。

〇判定区分Ⅳ

「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と診断された施設は、損傷発見後、緊急に措置を講ずることとしています。

１）判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況（2024 年度末時点）

２巡目点検（2019～2023 年度）で判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された施設の措置着手率（2024 年度末時点）は、橋梁 50%、トンネル 86%、道路附属物等 91%となっています。

表４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置の実施状況（全道路管理者）

	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B （B/A）	措置完了済の施設数 C （C/A）
橋梁	741	370 （50%）	186 （25%）
トンネル	14	12 （86%）	10 （71%）
道路附属物等	45	41 （91%）	28 （62%）

2025.3 末時点

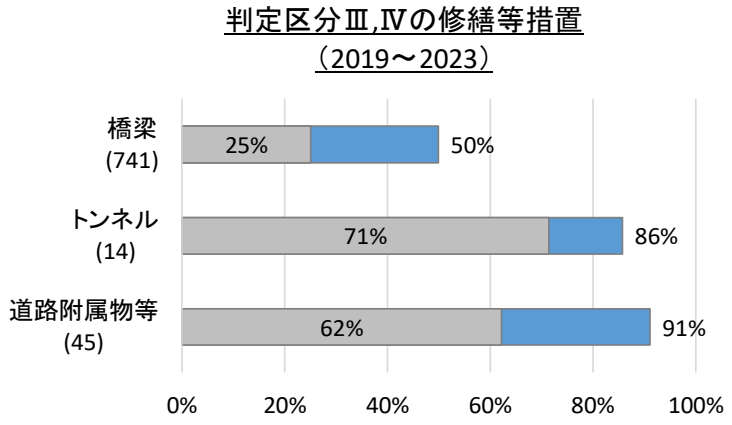

図４－１　判定区分Ⅲ,Ⅳの修繕等措置（2019 年度～2023 年度）

措置着手率：措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率：措置が完了した割合（C/A）

2025.3 末時点

①橋梁

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 97%、高速道路会社 100%、地方公共団体 47%です。

完了した割合は、国土交通省 74%、高速道路会社 100%、地方公共団体 29%です。

表４－２　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	34	33 (97%)	18 (53%)	2019	71% 100%
				2020	56% 100%
				2021	33% 100%
				2022	71% 100%
				2023	0% 50%
高速道路会社	5	5 (100%)	5 (100%)	2019	―
				2020	100% 100%
				2021	―
				2022	100% 100%
				2023	100% 100%
地方公共団体計	702	332 (47%)	163 (23%)	2019	42% 63%
				2020	33% 68%
				2021	23% 52%
				2022	16% 30%
				2023	3% 21%
県	200	149 (75%)	85 (43%)	2019	73% 100%
				2020	62% 100%
				2021	45% 89%
				2022	38% 62%
				2023	2% 29%
市町村	502	183 (36%)	78 (16%)	2019	28% 47%
				2020	21% 55%
				2021	16% 42%
				2022	8% 18%
				2023	3% 16%
合計	741	370 (50%)	186 (25%)		25% 50%

2025. 3 末時点

措置着手率 :措置(設計を含む)に着手した割合(B/A)

措置完了率 :措置が完了した割合(C/A)

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

②トンネル

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 82%です。

完了した割合は、国土交通省 100%、高速道路会社 100%、地方公共団体 82%です。

表４－３　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	1	1 (100%)	1 (100%)	2019	100% 100%
				2020	—
				2021	—
				2022	—
				2023	—
高速道路会社	2	2 (100%)	1 (50%)	2019	—
				2020	—
				2021	50% 100%
				2022	—
				2023	—
地方公共団体計	11	9 (82%)	8 (73%)	2019	100% 100%
				2020	—
				2021	86% 86%
				2022	0% 50%
				2023	—
県	11	9 (82%)	8 (73%)	2019	100% 100%
				2020	—
				2021	86% 86%
				2022	0% 50%
				2023	—
市町村	0	0 (—)	0 (—)	2019	—
				2020	—
				2021	—
				2022	—
				2023	—
合計	14	12 (86%)	10 (71%)		71% 86%

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

2025. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

③道路附属物等

2 巡目点検（2019～2023 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 100%、地方公共団体 81%です。

完了した割合は、国土交通省 92%、地方公共団体 29%です。

表４－４　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C※2 (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	24	24 (100%)	22 (92%)	2019	—
				2020	100% 100%
				2021	100% 100%
				2022	90% 100%
				2023	80% 100%
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2019	—
				2020	—
				2021	—
				2022	—
				2023	—
地方公共団体計	21	17 (81%)	6 (29%)	2019	33% 100%
				2020	—
				2021	100% 100%
				2022	0% 100%
				2023	20% 20%
県	11	8 (73%)	3 (27%)	2019	33% 100%
				2020	—
				2021	100% 100%
				2022	0% 100%
				2023	25% 25%
市町村	10	9 (90%)	3 (30%)	2019	33% 100%
				2020	—
				2021	—
				2022	—
				2023	0%
合計	45	41 (91%)	28 (62%)		62% 91%

2025. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：2 巡目点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設のうち、点検対象外となった施設を除く施設数。

※2：3 巡目点検で再度Ⅲ、Ⅳと診断された施設でも、2 巡目点検に対する措置が完了した施設は含む。

（２） ３巡目点検（2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 17%、高速道路会社 0%、地方公共団体 18%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 0%、地方公共団体 2%です。

表４－５　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	12	2 (17%)	0 (0%)	2024	0% 17%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	2	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	133	24 (18%)	2 (2%)	2024	2% 18%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	54	19 (35%)	0 (0%)	2024	0% 35%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	79	5 (6%)	2 (3%)	2024	3% 6%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	147	26 (18%)	2 (1%)		1% 18%

2025. 3 末時点

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

② トンネル

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 50%です。

完了した割合は、国土交通省 0%です。

表４－６　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	2	1 (50%)	0 (0%)	2024	0% 50%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	0	0 (—)	0 (—)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	0	0 (—)	0 (—)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	0	0 (—)	0 (—)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	2	1 (50%)	0 (0%)		0% 50%

措置着手率 :措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率 :措置が完了した割合（C/A）

2025. 3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

3 巡目（2024 年度）の点検で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 0%、地方公共団体 9%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、地方公共団体 0%です。

表４－７　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち 完了済の施設数 C (C/A)	点検実施年度	:措置着手率(B/A) :措置完了率(C/A) 0% 20% 40% 60% 80% 100%
国土交通省	3	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
高速道路会社	0	0 (—)	0 (—)	2024	—
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
地方公共団体計	11	1 (9%)	0 (0%)	2024	0% 9%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
県	5	0 (0%)	0 (0%)	2024	0%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
市町村	6	1 (17%)	0 (0%)	2024	0% 17%
				2025	—
				2026	—
				2027	—
				2028	—
合計	14	1 (7%)	0 (0%)		0% 7%

2025. 3 末時点

措置着手率　:措置（設計を含む）に着手した割合（B/A）

措置完了率　:措置が完了した割合（C/A）

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※1：3 巡目（2024 年度）の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（３） 過年度点検（2014～2024 年度）の実施施設における修繕等措置の実施状況

①橋梁

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 72%、高速道路会社 71%、地方公共団体 39%です。

完了した割合は、国土交通省 33%、高速道路会社 71%、地方公共団体 16%です。

表４－８　橋梁の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	39	28 (72%)	13 (33%)	11 (28%)
高速道路会社	7	5 (71%)	5 (71%)	2 (29%)
地方公共団体計	710	274 (39%)	111 (16%)	436 (61%)
県	215	129 (60%)	57 (27%)	86 (40%)
市町村	495	145 (29%)	54 (11%)	350 (71%)
合計	756	307 (41%)	129 (17%)	449 (59%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

②トンネル

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 50%、高速道路会社 100%、地方公共団体 78%です。

完了した割合は、国土交通省 0%、高速道路会社 50%、地方公共団体 67%です。

表４－９　トンネルの判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B （B/A）	うち完了 C （C/A）	未着手施設数 D （D/A）
国土交通省	2	1 （50%）	0 （0%）	1 （50%）
高速道路会社	2	2 （100%）	1 （50%）	0 （0%）
地方公共団体計	9	7 （78%）	6 （67%）	2 （22%）
県	9	7 （78%）	6 （67%）	2 （22%）
市町村	0	0 （－）	0 （－）	0 （－）
合計	13	10 （77%）	7 （54%）	3 （23%）

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

③道路附属物等

過年度の点検（2014～2024 年度）で早期に措置を講ずるべき状態（区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずるべき状態（区分Ⅳ）と診断された道路附属物等のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024 年度末時点で国土交通省 89%、地方公共団体 36%です。

完了した割合は、国土交通省 81%、地方公共団体 9%です。

表４－１０　道路附属物等の判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕等措置の実施状況

管理者	措置が必要な施設数 A※1	措置に着手済の施設数 B (B/A)	うち完了 C (C/A)	未着手施設数 D (D/A)
国土交通省	27	24 (89%)	22 (81%)	3 (11%)
高速道路会社	0	0 (－)	0 (－)	0 (－)
地方公共団体計	22	8 (36%)	2 (9%)	14 (64%)
県	13	5 (38%)	2 (15%)	8 (62%)
市町村	9	3 (33%)	0 (0%)	6 (67%)
合計	49	32 (65%)	24 (49%)	17 (35%)

2025.3 末時点

※修繕等措置には、補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」のほか、「撤去」、定期的あるいは常時の「監視」、緊急に措置を講じることができない場合などの対応としての「通行規制・通行止」があるが、実施状況の集計からは「監視」は除く。

※複数回点検している施設は最新の点検結果を基に集計を行っている。

※1：2024 年度末時点の点検における判定区分Ⅲ、Ⅳの施設数のうち、点検対象外等となった施設を除く施設数。

（４） 判定区分Ⅳの施設の措置状況

2024 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2023 年度末時点の 14 橋から 13 橋に減少し、内 9 橋は修繕・架替、3 橋は対応未定、1 橋は撤去・廃止中となっています。またトンネル及び道路附属物等が、2024 年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

○判定区分Ⅳの橋梁の措置状況（予定含む）

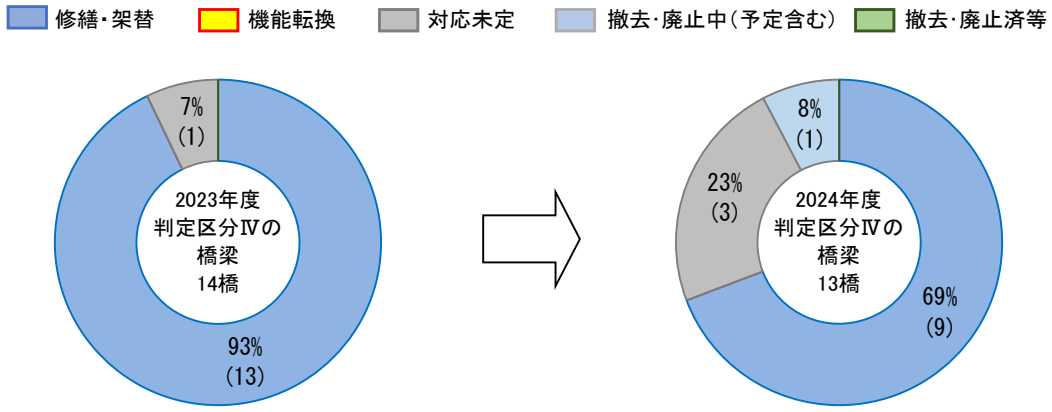

（５） 修繕等措置の取り組み事例

①判定区分Ⅲの修繕事例（橋梁）

施 設 名：上駒込橋（かみこまごめばし）
管 理 者：青森県
路 線 名：県道青森田代十和田線
位　　置：青森県青森市
建 設 年：1957 年（昭和 32 年）
主な損傷：主桁のひび割れ



【全景】上駒込橋



【損傷】主桁のひび割れ



【対策】主桁補強（鋼板接着工）

施 設 名　：津梅川橋（つばいがわばし）
管 理 者　：青森県
路 線 名　：国道 101 号
位　　置　：青森県西津軽郡深浦町
建 設 年　：1973 年（昭和 48 年）
主な損傷　：主桁の腐食



【全景】津梅川橋



【損傷】主桁の腐食



【対策】塗装塗替え

施 設 名：長橋（ながはし）
管 理 者：鶴田町
路 線 名：町道木筒 8 号線
位　　置：青森県北津軽郡鶴田町
建 設 年：1969 年（昭和 44 年）
主な損傷：床版・支承の腐食



【全景】長橋



【損傷】床版の腐食



【対策】床版更新

施 設 名　：福地橋（ふくちばし）
管 理 者　：南部町
路 線 名　：町道苫米地福田線
位　　置　：青森県三戸郡南部町
建 設 年　：1970 年（昭和 45 年）
主な損傷　：支承の腐食・断面欠損



【全景】福地橋



【損傷】支承の腐食・断面欠損



【対策】支承取替

施 設 名：引座川橋（ひきざがわばし）
管 理 者：東日本高速道路㈱　東北支社
路 線 名：東北自動車道
位　　置：青森県平川市
建 設 年：1979 年（昭和 54 年）
主な損傷：浮き、はく落



【全景】引座川橋



【損傷】浮き、はく落



【対策】断面修復及び表面保護工

---

②判定区分Ⅳの修繕事例（橋梁）

施 設 名：霞城橋（かじょうばし）
管 理 者：むつ市
路 線 名：市道野平 2 号線
位　　置：青森県むつ市
建 設 年：1970 年（昭和 45 年）
主な損傷：主桁の剥離・鉄筋露出



【全景】霞城橋



【損傷】主桁の剥離・鉄筋露出



【対策】主桁断面修復

施 設 名：森山大橋（もりやまおおはし）
管 理 者：大鰐町
路 線 名：町道鯖石森山線
位　　置：青森県南津軽郡大鰐町
建 設 年：1974 年（昭和 49 年）
主な損傷：伸縮装置の損傷



【全景】森山大橋



【損傷】伸縮装置の損傷



【対策】伸縮装置取替

---

③判定区分Ⅲの修繕事例（トンネル）

施 設 名：大鰐（おおわに）トンネル 上り線
管 理 者：東日本高速道路㈱　東北支社
路 線 名：東北自動車道
位　　置：青森県南津軽郡大鰐町
建 設 年：1980 年（昭和 55 年）
主な損傷：覆工のひび割れ、浮き



【全景】大鰐トンネル（上り線）



【損傷】ひび割れ、浮き



【対策】内面接着工

④判定区分Ⅲの修繕事例（シェッド）

施 設 名：奥瀬第1スノーシェッド
管 理 者：青森県
路 線 名：国道 102 号
位　　置：青森県十和田市
建 設 年：1981 年（昭和 56 年）
主な損傷：鋼材の腐食



【全景】奥瀬第１スノーシェッド



【損傷】鋼材の腐食



【対策】鋼材の塗替え

⑤判定区分Ⅱの修繕事例（横断歩道橋）

施 設 名：石堂歩道橋
管 理 者：青森県
路 線 名：県道八戸百石線
位　　置：青森県八戸市
建 設 年：1989 年（平成元年）
主な損傷：主桁・横桁・床板・橋脚の腐食（塗装）



【全景】石堂歩道橋



【損傷】主桁・横桁・床板・橋脚の腐食



【対策】塗装塗替え

⑥判定区分Ⅲの修繕事例（横断歩道橋）

施 設 名：松原横断歩道橋（まつばらおうだんほどうきょう）
管 理 者：国土交通省
　　青森河川国道事務所
路 線 名：国道 4 号
位　　置：青森県三戸郡三戸町
建 設 年：1972 年（昭和 47 年）
主な損傷：横桁腐食、床板腐食、排水樋腐食



【全景】松原横断歩道橋



【損傷】排水樋の腐食



【対策】部材交換

５　道路メンテナンス会議の取り組み

青森県道路メンテナンス会議は、インフラの老朽化対策が社会的な課題となり、橋梁･トンネル等の定期的な点検がスタートした 2014 年度に、技術力の向上、インフラの長寿命化の推進、さらには道路インフラの維持管理についての情報共有や課題解決への連携と効率的な道路管理を行っていくことを目的に、県内の道路管理者が一体的な連携を図るための組織として設置されました。

特に市町村では、道路構造物の維持管理について技術的なノウハウや土木技術系職員の不足といった課題がある中で、道路インフラを適正に維持管理していくことが重要であるため、青森県道路メンテナンス会議では、市町村の技術的支援に重点をおいた活動等を展開しています。



橋梁定期点検研修



橋梁設計研修



橋梁補修設計研修



橋梁耐震設計研修

青森県道路メンテナンス会議（構成機関）

青森県県土整備部道路課
青森市都市整備部
弘前市建設部
八戸市建設部
黒石市建設部
五所川原市建設部
十和田市建設部
三沢市建設部
むつ市まちづくり推進部
つがる市建設部
平川市建設部
平内町地域整備課
今別町産業建設課
蓬田村建設課
外ヶ浜町建設課
鰺ヶ沢町建設水道課
深浦町建設水道課
西目屋村建設課
藤崎町建設課
大鰐町建設課
田舎館村建設課
板柳町地域整備課
鶴田町建設整備課
中泊町環境整備課
野辺地町建設水道課
七戸町建設課
六戸町建設下水道課
横浜町建設水道課
東北町建設課
六ヶ所村建設課
おいらせ町地域整備課
大間町生活整備課
東通村建設課
風間浦村産業建設課
佐井村産業建設課
三戸町建設課
五戸町建設整備課
田子町建設課
南部町建設課
階上町建設課
新郷村建設課
東日本高速道路(株)東北支社
青森県道路公社道路部
東北地方整備局道路部
東北地方整備局青森河川国道事務所
（公財）青森県建設技術センター（オブザーバー）

会　　長　東北地方整備局青森河川国道事務所長
副 会 長　青森県県土整備部道路課長
事 務 局　青森県県土整備部道路課
　　東北地方整備局道路部
　　東北地方整備局青森河川国道事務所
　　東北地方整備局東北技術事務所
　　東北地方整備局東北道路メンテナンスセンター

問い合わせ窓口（事務局）

〇東北地方整備局青森河川国道事務所　メンテナンス担当
　電話017－734－4521（内線302、403）
〇青森県県土整備部道路課　橋梁・アセット推進グループ　メンテナンス担当
　電話017－734－9658（直通）